



令和6年度



いちご児童クラブ（放課後児童クラブ）

入所のしおり



公益社団法人安来市シルバー人材センター

〒692-0007 安来市荒島町 2176-3(旧 JA 荒島支所)

TEL 28-6551・FAX 28-6620

E-mail : yasugi@sjc.ne.jp

## ① 入所にあたってのご案内

◇学童保育（放課後児童健全育成事業）とは

労働、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない児童を預かり、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。

◇実施日・実施時間

授業のある日 (月曜日から金曜日)	授業が終了したとき～18:00まで
振替休日	8:00～18:00まで
土曜日	8:00～18:00まで



※児童の安全確保のため、必ず保護者が開設時間内に送迎をしてください。

※感染症などにより学級閉鎖となった場合、閉鎖期間が終わるまで、該当する学級の児童は児童クラブを利用できません。学校閉鎖のときは、児童クラブも閉鎖します。

◇休業日

- 日曜日・祝日
- 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 8月13日から15日まで

◇入所に必要なもの **※必ず記名をしてください**

開 所 日	土曜日・長期休業日・学校休校日
着替え(衣服と下着一式) 手拭きタオル2枚 	弁当・水筒 宿題・筆記用具 

**制服・着替え・ジャンパー等上着・マスクにも記名をお願いします**

## ② 取り決めとお願い

### (1) 欠席・遅刻の場合

学校からは連絡がありませんので、必ず事前に電話連絡(留守電でも可能です)をしてください。

連絡がない場合、安全確認のため学校と登録してある緊急連絡先に電話します。

☎ **28-6551 090-2291-9804 (前田)**

### (2) 開所時間について

1日開所日の、開所時間は8時です。児童が1人で待つことのないようご協力をお願いします。

### (3) お迎え

必ず保護者がクラブ入口までお迎えに来てください。

保護者以外の方にお迎えを頼まれる場合は、必ずお子様への事前確認とクラブへの連絡をしてください。(連絡がなかった場合、保護者の確認が取れるまでお迎えの方にお待ちいただきます。)

また、児童クラブは18時閉所です。時間厳守してください。

### (4) 土曜日利用(通年利用の方のみ) **※要申請**

土曜日に利用される方は申請が必要です。

利用を希望する日の2週間前までに申請書を提出してください。

毎月の利用料とは別に1回500円いただきます。

### (5) 変更・退会 **※要申請**

通年利用から長期休業利用に変更する場合や退所する場合は届出が必要です。

いずれの場合も、いちご児童クラブまたは安来市シルバー人材センターまでお知らせください。

### (6) 持ち物の記名について

個人の持ち物には、必ず油性マジック等で記名してください。

マスク着用の際には、マスクにも記名してください。

※いちご児童クラブのマスクは、1枚50円です。

### (7) 宿題(自主学習)について

支援員等は宿題や学習の指導はしませんが、開所時間内に自主学習の時間を設けます。勉強道具は各自で準備をしてください。

(8) 薬について

支援員等は、内服薬の投薬や外用薬の塗布等を行うことはできません。  
やむを得ずお持ちになる場合は、保護者とお子様との間できちんと確認をし、児童自身で内服等を行っていただくようになります。  
薬を持たせた場合は、支援員等に一言お伝えください。

(9) 連絡について

何かわからないことや不安なことがあれば、遠慮なくいちご児童クラブの支援員等や安来市シルバー人材センターに相談してください。  
また、家庭の様子で気になることがあれば、お迎えの時でも構いませんので、教えてください。

お迎えの際には  
お子様のお名前を  
支援員等にとって  
ください



連絡先

○いちご児童クラブ（開所時間内のみ）

090-6956-9011

090-2291-9804(前田)

○安来市シルバー人材センター

〒692-0007 安来市荒島町2176-3

電話 28-6551・FAX 28-6620

E-mail [yasugi@sjc.ne.jp](mailto:yasugi@sjc.ne.jp)

サイト <https://www.sjc.ne.jp/yasugi/>





#### ④実費負担金

区分	利用料の額（児童1人につき）
基本額	4月、7月、12月、1月、3月…月額2,000円 8月…月額3,000円 その他の月…月額1,500円
延長加算額	18時を超えた場合は、1,100円/1時間
土曜日等利用加算額	500円/日
その他	保険料(1年間)800円、帽子代550円 行事等に係る実費負担

**※上記金額のほかに市の定める基本料金がかかります。**

※いちご児童クラブ利用料は月額制です。児童クラブをご利用した日数に関わらず、在籍していれば1か月分の利用料が必要です。

ただし、感染症の流行等の理由で国・県・市から閉鎖の指示がある場合は、納めていただいた利用料の内、閉鎖の期間分は返金いたします。

※行事の際には、別途参加費をいただきます。(金額は前もってお知らせします。)

※利用料の他に、保険料として年間800円(予定)を、年度当初または最初の納付時にいただきます。また、入所時に帽子代として児童1人につき550円を負担していただきます。帽子はおさがりを使用されてもよいです。

【ご注意ください】

お迎えの時間が18時をすぎた場合は、1時間当たり1,100円をお支払いいただきます。

#### 〈利用料の納付方法〉

##### 納付袋での納付

**毎月15日までに**、前月分の利用料を、指定の納付袋に現金で入れて納付してください。

納入先	・いちご児童クラブ ・安来市シルバー人材センター
-----	-----------------------------



#### 利用料を滞納すると

- ◆納期限後の納付の場合、延滞金がかかる場合があります。
- ◆利用料を2ヶ月分以上滞納した場合、利用承認を取り消すことがあります。
- ◆滞納がある場合、翌年度以降の児童クラブの利用ができなくなります。
- ◆滞納が長期化した場合、訴訟手続きをとることがあります。

## ⑤児童クラブの閉鎖について

児童クラブ内でインフルエンザ等の感染症が発生した場合の閉鎖措置は、小学校で行われる感染拡大の防止策と連携を図ることを基本とし、下記のとおり対応します。

	ケース	対 応	閉鎖期間
授業のある日	入所児童の属する学級・学年閉鎖が発生した場合	児童クラブへの通所停止	学校の対応と同様 (ただし学級閉鎖期間の最終日が金曜日の場合、児童クラブは土曜日まで閉鎖)
	<登所希望の場合は> ⇒季節性インフルエンザに対応した4価ワクチンを接種し、「利用希望届」をご提出ください。 児童クラブの実施時間は通常通りです。 (※学校閉鎖の場合は、適用対象外)		
	学校閉鎖	児童クラブ閉鎖	
長期休業日	入所児童数の20%以上にインフルエンザなどの感染が確認された場合	児童クラブ閉鎖	地域の流行状況を考慮し、2日間～4日間程度を原則

## ⑥緊急・災害時などの対応

区 分	ケース	児童クラブの対応
平日 ・学校がある日	児童が登校する前に臨時休業が決定した場合	閉所
	児童が登校した後に、緊急集団下校(臨時休業)となった場合	通常通り開所し、児童を一時的に受け入れると同時に保護者に速やかな迎えを要請します
	感染症などにより、学校・学年・学級閉鎖となった場合	⑤児童クラブの閉鎖についてをご覧ください
1日開所日	警報以上の予報が発令され、かつ児童クラブ内での安全が確保できないと判断した場合	閉所 すでに児童が児童クラブに登所している場合、保護者に速やかな迎えを要請します
	市内に警報以上の予報が出される見込みで、かつ児童クラブ内での安全が確保できなくなる恐れがあると判断した場合	登所自粛 児童が登所した後でも、状況の変化により急遽閉所を決定し、保護者に速やかな迎えをお願いすることがあります

※上記の他、原子力災害や不審者への対応として閉所等の措置を講じることがあります。

※閉所や早目のお迎えをお願いする場合は、登録済みの連絡先へ電話します。

## ⑥保険について

いちご児童クラブに入所される児童は、必ず保険に加入していただきます。  
クラブの参加中またはその往復途上で、児童がけがをした場合の保険です。  
保険料は年間掛金のため、長期休業日のみの利用者でも、通年利用者と同額を支払っていただきます。  
補償額例は下記のとおりです。

補 償 内 容	補 償 額
死亡・後遺障害保険金	2,000,000 円
入院保険金	1 日につき 3,000 円
手術保険金	手術の種類に応じて 30,000 円、60,000 円、120,000 円
通院保険金	1 日につき 2,000 円

※熱中症・細菌性食中毒・ウィルス性食中毒も補償の対象になります。

### ○保険料をお支払できない主な場合

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ・戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議に起因する賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天才に起因する賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財産の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任                      など

